

日本風景街道 未来ビジョン共創会議 規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、「日本風景街道 未来ビジョン共創会議」（以下「会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 会議は、日本風景街道の価値向上と持続的発展を図るため、社会環境の変化や地域課題を踏まえつつ、災害復興、環境保全、観光・交流促進、地域産業、人材育成等の分野横断的な観点から、風景街道の役割の拡張も見据えつつ、今後の日本風景街道の在り方及び施策の方向性について意見交換及び検討を行い、その成果を今後の施策展開に資することを目的とする。

（検討事項）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、主として次の事項について検討を行う。

- 一 政策課題の実証・実装の場としての新たな枠組みに関する事項
- 二 活動の価値を可視化し、分かりやすく伝えるための手法に関する事項
- 三 人材育成、知の蓄積・共有等の基盤強化に関する事項
- 四 その他、会議の目的達成に必要な事項

（構成）

第4条 会議は、学識経験者、関係団体、実務者等の有識者をもって構成する。

- 2 委員は、別紙名簿に掲げる者とする。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、臨時委員を指名することができる。

（座長）

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。
- 3 座長は、会議の議長となり、議事の進行に当たる。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の開催）

第6条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 会議は、対面又はオンラインその他適切な方法により開催することができる。

（委員以外の者の出席）

第7条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見の聴取又は説明を行わせることができる。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省道路局環境安全・防災課が行う。

(議事の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。

- 2 ただし、座長が必要と認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長及び事務局が協議の上、別に定める。

(附則)

第11条 本規約は、会議設置の日から施行する。

日本風景街道 未来ビジョン共創会議 名簿

(敬称略、五十音順)

石田 東生 筑波大学名誉教授

川上 真生子 株式会社 キッチハイク取締役

真田 純子 東京科学大学大学院 環境・社会理工学院 教授

羽鳥 剛史 愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科 教授

原 文宏 (一社) シーニックバイウェイ支援センター理事
・事務局長

三谷 繭子 株式会社 Groove Designs 代表取締役社長